

重要事項説明書

令和 7 年 6 月 1 日改定

1. 当認知症対応型共同生活介護の概要

(1) 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人社団 平真会
代表者名	平良 眞一郎
所在地 ・ 連絡先	(住所) 東京都練馬区南田中 3-26-3 (電話) 03-3997-2657 (FAX) 03-3995-3826

(2) 事業所の概要

名 称	薬師堂グループホームキミ
所在地 ・ 連絡先	(住所) 東京都練馬区富士見台 4-4-18 (電話) 03-3577-8767 (FAX) 03-3577-8769
事業所番号	1392000319
管理者の氏名	石塚 新子

(3) 共同生活介護の目的及び運営方針

① 目 的	認知症でも人間として尊厳をもって最後まで共同生活ができ、地域との交流を持ち、残存機能を大切に維持し、健康で人間らしい生活を送ること。
② 運 営 方 針	家庭的で安心して日常生活が送れるように配慮します。 一人一人自由な空間の持てる生活ができるように配慮します。 家族との連絡を密にします。
③ 計画の作成	計画作成担当者が、お客様の直面している課題等を評価しお客様の希望を踏まえて、介護従事者と協議の上、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成します。また、サービス提供の目標の達成状況を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載してお客様に説明の上、交付します

(4) 職員体制及び設備等

① サービス提供時間帯の職員配置

時間帯	7：00～16：00	9：00～18：00	11：00～20：00	16：30～翌9：30
職員数	2～3名	3名	3名	1名

② 職員体制

主 な 業 務 内 容		
管理者	1名	ホームの管理運営・介護計画作成・利用者及び家族の相談苦情に関すること
介護支援専門員	1名	介護計画作成・利用者の生活支援
ホーム長	1名	ホームの管理運営補佐・管理者代行 利用者の健康管理・緊急対応 利用者の生活支援・介護
防火防災管理者	1名	防災責任者・利用者の生活支援・介護
介護スタッフ	18名	利用者の生活支援・介護

③ 資格

	資 格	常 勤	非常勤	業務内容
管理者	介護福祉士	1		管理全般、介護全般
計画作成担当者	介護支援専門員	1		介護計画作成、介護全般
介護職員等	介護福祉士	4	3	介護全般
〃	1、2級ヘルパー、初任者、実務者		6	介護全般
介護職員等(夜勤含む)	資格なし(e-ラーニング済)		2	介護全般
調理師	調理師免許(e-ラーニング済)	2		調理

④ 設備

- (1) 耐火構造物
- (2) 2階7室、3階2室 4階9室
- (3) 浴室(機械浴1、一般浴2)
- (4) リビングキッチン 3階、5階

2. サービスの内容 (利用定員：1ユニット9名、2ユニット18名)

(1) 介護保険給付対象サービス

① 食事、掃除、その他の家事等について、介護従事者がお客様のお手伝いをします。

種 類	内 容
日常生活の援助	食事、掃除などの家事や入浴、排泄のお手伝いを行います。
相談及び援助	入所者とその家族からの御相談に応じます。

② 入浴

入浴は毎回本人の健康を確認して行います。
体調が悪い時には清拭にて対応することができます。

③ 排泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 健康管理

医師・看護師・介護職員が連携を行い、健康管理を行います。

訪問歯科とも連携をとっています。

⑤ レクリエーション活動

日常生活を活性化する為に種々のレク活動を実施し楽しみのある生活になるよう援助をします。

⑥ その他自立への支援

寝たきり防止のため、できるかぎり日常の生活が活性化するように配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

(2) 料金等

介護サービスを使用するために必要な費用、及びお支払い方法等は【契約書別紙】をご参照ください。

3. 入所の手続き

(1) 利用の申込み

- ・要介護認定区分が要支援2又は要介護状態にあると審査判定された方で、ケアプランに基づき、当事業を必要とする者が利用できます。
- ・ホームにて、利用に関する手続きの説明やホーム見学を行います。
- ・必要な書類は介護保険証、診療情報提供書等になります。

(2) 事前面接

- ・利用を希望した者の事前面接を行います。
- ・面接にて、本人の状態を確認します。
- ・契約事項、重要事項の説明を行い、利用の意思確認をあらためて行います。

(3) 入所判定

- ・事前面接の情報と診療情報提供書をもとに、当法人において入退所判定会を行い、入所の可否判定を行います。
- ・入所決定の基準は、本人の心身の状態、当ホーム設備・職員配置上における対応可否、空室居室での対応可否、他の利用者との関連などと併せて事業の主旨に照らし合わせて総合的に判断します。

(4) 入所決定と入所

- ・入所の決定通知を行い、荷物搬入日、入所日を決めます。
- ・入所する居室は、当ホーム側が指定します。

4. 退所の手続き

利用契約書第15条により、契約の終了事由が発生した場合、次の手順で退所となります。

- (1) 当法人にて、退所判定を行います。
- (2) 退所先については、事業所と家族、担当介護支援専門員との間で協議を行い、すみやかに検討し、決定します。
- (3) 退所先の選定については、事業者と家族、担当介護支援専門員の三者が共同してその作業にあたります。
- (4) 退所先が決まり次第、退所日を決定します。
- (5) 退所日後、利用料金等の精算手続きを開始します。個人の契約に基づく電話、新聞料金の精算は、利用者及び家族等が行います。

5. 看取りに関する指針

(重度化した場合の対応にかかる指針)

看取りには「薬師堂グループホームキミ」の利用者が最後の場所及び治療等について本人の意思、及び家族の意向を最大限に尊重して行うものとする。

看取りを希望される利用者、家族の支援を最後の時点まで継続することを基本とする。

看取り実施中にやむを得ず病院や在宅等に搬送する利用者においても、搬送先の病院等への引継ぎ、継続的な利用者及び家族への支援を行うものとする。

(急変時における医師や医療連携との連携体制)

利用者の急変時、協力医療機関に連絡、指示を受ける。状態を把握し、家族と連携して身体状態や介護内容について医師からの説明を受け、家族の意向に沿った適切な処置をおこないます。

(入院期間中における居住費や食事の取り扱い)

家賃・水道光熱費・共益費の徴収とし、入院期間が1ヶ月以上に及ぶ場合は、契約を一時中断とします。

(看取り看護に関する考え方)

医師による診断が、医学的に回復不能とみなされた時が看取りの開始とする。

本人及び家族に対して、協力病院から十分な説明が行われ、本人又は家族の同意を得なければならない。

可能な限り尊厳と安楽を保ち、安らかな死が迎えられるよう施設の整備、職員教育を整える。

※別途同意書あり。

6. 秘密保持の厳守

- (1) 施設及び全ての職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様といたします。
- (2) ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業等に対し、ご利用者の個人情報を提供いたしません。

7. 非常災害対策

- | | |
|-----------|--|
| (1) 防災の対応 | 消防法に基づく防災マニュアルにより速やかに対応いたします。 |
| (2) 防災設備 | 消火器設備、自動火災通報設置、防排煙設備、火災通報設備、避難器具設備、誘導灯設備、スプリンクラー設備等を設置 |
| (3) 防火責任者 | 練馬区石神井消防署届け出 防火管理責任者 |

8. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当ホームの苦情対応窓口

相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いています。また、担当者が不在のときは、介護支援専門員・ホーム長・施設長が担当します。ご不明な点は何でもお尋ねください。

担当 管理者	石塚 新子	電話	3 5 7 7 - 8 7 6 7
--------	-------	----	-------------------

(2) 区市町村の苦情対応

地域包括支援センター	電話	—
------------	----	---

(利用者様住所地の地域包括支援センターとなります。)

練馬区保健福祉サービス苦情調整委員事務局	電話	3 9 9 3 - 1 3 4 4
----------------------	----	-------------------

東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口	電話	6 2 3 8 - 0 1 7 7
-----------------------	----	-------------------

練馬区介護保険課	電話	3 9 9 3 - 1 1 1 1
----------	----	-------------------

9. 介護事故発生の防止及び事故発生時の対応

- ・事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
- ・事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備します。
- ・事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行います。

10. 人権擁護と高齢者虐待防止

- ・虐待防止のための指針を整備します。
- ・成年後見人制度の利用を支援します。
- ・苦情解決体制を整備しています。
- ・職員に対し人権擁護/虐待防止の委員会及び啓発するための研修を定期的に行います。
- ・職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタルヘルス体制を整えるほか、職員がご利用者(入所者)等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

当施設は、虐待の発生又はその再発防止する為に、次の措置を講ずる、

当施設において虐待防止のための対策を検討し高齢者虐待委員会を、

年4回開催する、委員長は各フロアーの介護支援専門員とする

その結果を介護職員その他の従業者に周知徹底を図る

施設内において従業員に対し、虐待防止の研修を定期的実施するその研修内容を記録に残す

11. 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続き（身体拘束等の適正化に向けての取り組み）
- ・身体拘束等の適正化の指針を整備します。
 - ・サービス提供にあたり、ご利用者（入所者）又は他のご利用者（入所者）の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
 - ・緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由をご利用者（入所者）及び保証人に「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」をもって説明し、同意を得ます。
 - ・緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を開催するなど、身体拘束等の適正化の取り組みを行います。
 - ・身体拘束等の適正化のための職員に対する研修を定期的に行います。
12. 感染症予防及び感染症発生時の対応（衛生管理等を含む）
- ・施設/食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。
 - ・感染症の発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について必要に応じて保健所の助言/指導を求め常に密接な連携に努めます。
 - ・感染症対策の指針を整備します。
 - ・感染症発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行います。
13. 当事業者の特徴等
- （1） 今までの生活リズムが変わることなく、地域での生活が続けられるように支援します。
 - （2） 医療法人が経営するため、医療連携を密に行います。
 - （3） 新任研修、実務研修を年1回行います。
 - （4） 第三者評価機関によるサービス評価の実施を定期的に行います。

・第三者評価の実施： あり 結果の公表： あり

- （5） 運営推進委員会を開催しサービスの評価を行います。
 - ・周辺地域との相互理解を深め、地域に開かれ、地域と支え合うグループホームとなるために入所者、入所者の家族、練馬区介護保険課/地域包括支援センター職員、地域住民の代表/民生委員等で構成される運営推進会議を設置します。
 - ・2か月1回、運営推進会議を開催し、活動状況を報告し運営推進会による評価を受けると共に運営推進会議からの必要な要望/助言等を聞く機会を設けています。

認知症対応型共同生活介護にあたり、契約書及び本書面で重要な事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 練馬区富士見台 4-4-18

名 称 薬師堂グループホームキミ

印

所属 薬師堂グループホームキミ

〔管理者〕 石塚 新子

〔説明者〕

私は、契約書及び本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護についての重要な事項の説明を受けて同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

印

代理人 住所

氏名

印

家族代表 住所

氏名

印